

令和8年度 下松市広報「潮騒」広告掲載取扱事業者募集要領

1 事業内容

下松市は、市広報「潮騒」に設けた広告枠を一括して売り渡し、広告取扱事業者は、掲載しようとする広告原稿を下松市に提出するものとする。

2 選定方法

見積書の額により、最も高い金額を提示した事業者を選定する。なお、次の最低価格を下回るものは無効とする。

広告掲載料の最低価格 768,000円（税別）

（16,000円（1枠／月）×4枠×12ヶ月）

3 募集期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）

4 提出書類

（1）広告掲載取扱業者参加資格審査申請書（別紙1）

（2）広告掲載取扱業務実績報告書（別紙2）

（3）見積書（任意様式）

「下松市長」宛てとし、事業名「令和8年度市広報「潮騒」広告掲載事業」と明記し、金額は1枠当たりの単価（税抜）が分かるよう記載すること。

（4）商業登記簿の謄本（写）又は現在事項全部証明書（写）

（5）納税証明書（写）、完納証明書（写）

国税、県税（山口県に係る全て）の納税証明書と下松市内に本社又は営業所等がある場合は、下松市の市税完納証明書

※令和7・8年度の下松市競争入札参加資格審査申請書を提出した事業者については、（4）、（5）は不要です。

5 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 広告媒体 下松市広報「潮騒」

規格・ページ数	A4版、16ページ（4ページ単位で前後あり）
発行回数	月1回（年12回）
発行部数	1号あたり約21,800部
配布エリア	下松市内全域
配布先	自治会加入世帯及び市内公共施設など

7 広告の枠数及び掲載位置

1号につき4枠（市広報の裏表紙下段部）

8 広告掲載基準

(1) 広告取扱事業者は、広告主（広告掲載希望者）の募集及び選定にあたり「下松市有料広告の募集掲載に関する基準」に基づき、次の各号の掲載順位に従って行うものとする。

(ア)第一順位 市内に事業所等を有するものの広告

(イ)第二順位 前1号に該当しないもので県内に事業所等を有するものの

(ウ)第三順位 前2号に該当しないものの広告

(2) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主及び広告取扱業者が負うものとする。

広告主及び広告取扱業者は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

9 広告の規格及び仕様

サイズ	1枠、縦45mm・横87.5mmを基本とし、2枠利用の場合は、縦45mm・横180mmとする。
カラー	C MY K 4色カラー
提出データ形式	Illustrator-EPS または、Photoshop-EPS
その他	文字をアウトライン化し広告全体を画像としたもの

10 広告掲載原稿の提出方法

広告取扱事業者は、掲載しようとする広告の原稿データを指定した期限内に電子メールにより提出するものとする。

11 広告掲載料

(1) 広告取扱業者は、市の指定する日までに、1か月分の広告掲載料（以下「掲載料」という。）及び消費税相当額の合計額を市指定の納付書で納入する。

(2) 広告取扱業者又は広告主の責めにより、掲載を取り消した場合及び原稿データを提出できなかった場合についても、掲載料を支払うものとする。

(3) 前納により掲載料を納付しているときにおいて、広告取扱事業者の責めに帰さない理由により、広告を掲載できなかった場合は、その掲載料を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さない。

1.2 広告掲載データの提出日及び掲載料納付期限

発行号	データ提出締切日	掲載料納付期限
5月号	4月1日	4月30日
6月号	4月28日	5月29日
7月号	5月29日	6月30日
8月号	7月1日	7月31日
9月号	7月31日	8月31日
10月号	9月1日	9月30日
11月号	10月1日	10月30日
12月号	10月30日	11月30日
1月号	11月30日	12月28日
2月号	12月28日	令和9年1月29日
3月号	1月29日	2月26日
4月号	3月1日	3月31日

● 問合せ先・申請書等提出先

〒744-8585 山口県下松市大手町3-3-3
下松市役所地域政策課広報戦略係（4階2番窓口）
電話 (0833) 45-1802
Mail kouhou@city.kudamatsu.lg.jp